

設置の趣旨等を記載した書類 添付資料

目次

資料 1	保健学研究科心理支援科学専攻 修了までのスケジュール	2
資料 2	保健学研究科心理支援科学専攻 修士論文におけるルーブリック評価 基準	3
資料 3	国立大学法人弘前大学研究者行動規範	6
資料 4	国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程	9
資料 5	弘前大学大学院保健学研究科倫理委員会要項	13
資料 6	実習施設一覧	16
資料 7	実習受入承諾書	17
資料 8	心理実践実習の概要	37
資料 9	国立大学法人弘前大学職員就業規則	39
資料 10	保健学研究科心理支援科学専攻 大学院生室見取図	40

保健学研究科心理支援科学専攻 修了までのスケジュール

時期			研究指導		科目履修
			【学生】	【指導教員】 及び教授会等	
出願時			研究分野及び指導教員（主査）の希望		専門科目（講義・演習） 専門科目（実習） 特別研究科目（保健学研究連携セミナー）
1年次	前期	4月	オリエンテーション	研究指導教員の決定（専攻会議）	
			指導教員の決定		
			「研究倫理教育」の受講		
		5月	研究課題の検討	履修計画の指導・助言 研究計画の指導・助言	
			研究計画の検討		
		6月			
	後期	7月	第1回 構想発表会	構想発表会の指導・助言	
		9月			
			研究計画書の提出		
		12月	第2回 構想発表会		
2年次	前期	4月	学位論文執筆計画立案	学位論文執筆計画の指導・助言	
		5月	学位論文題目届の提出		
		7月	第3回 構想発表会		
			論文指導		
	後期	9月			
		1月	学位論文の提出（上旬）		
		2月	学位論文発表会（上旬）		
		学位論文 最終原稿提出（中旬） 修了要件単位の取得		学位審査（学位審査会議） 修了判定（教授会）	
		3月	修了（学位授与）		
				特別研究科目（心理支援科学特別演習・心理支援科学特別研究）	

保健学研究科心理支援科学専攻 修士論文におけるルーブリック評価基準

評価項目	5	4	3	2	1
タイトル	表題が簡潔にして要を得ている。	表題が要を得ている。	研究内容に照らして概ね適した表題が付与されている。	研究内容に照らしてやや不適切な表題が付与されている。	研究内容に照らして全く不適。
要約	目的、方法、結果、考察を適切に要約し、研究の全体像が一目で把握できるように示されている。	目的、方法、結果、考察を概ね適切に要約し、研究の全体像が把握できるように示されている。	目的、方法、結果、考察をある程度要約し、研究の全体像がおおよそ把握できるように示されている。	目的、方法、結果、考察の要約が不十分であり、研究の全体像を把握することが困難である。	目的、方法、結果、考察の要約が全く不十分であり、研究の全体像を全く把握することができない。
問題	問題設定に高い独創性がある。	問題設定に独創性がある。	問題設定にある程度独創性がある。	問題設定に独創性が不足している。	問題設定に全く独創性がない。
	研究目的を示し、その目的と関連づけて国内外の先行研究の概説が多角的に行われている。	研究目的を示し、その目的と関連づけて国内外の先行研究の概説が行われている。	研究目的を示し、その目的と関連づけて国内の先行研究の概説が行われている。	研究目的を示し、その目的と関連づけて国内の先行研究の概説が行われているが、不十分である。	研究目的が示されていない。先行研究の概説が著しく不足している。
	仮説が適切に構成され、明確に提示されている。	仮説が概ね適切に構成され、提示されている。	仮説がある程度適切に構成され、提示されている。	仮説の構成がやや不適切である。提示が曖昧である。	仮説の構成が不適切である。仮説が提示されていない。
	用語を厳密に定義している。	概ね厳密に用語を定義している。	ある程度厳密に用語を定義している。	用語の定義が曖昧である。	用語の定義が全く行われていない。
	客観的・論理的に論が進められている。	概ね客観的・論理的に論が進められている。	ある程度客観的・論理的に論が進められている。	やや客観的・論理的ではない論が進められている。	全く客観的・論理的ではない論が進められている。
	研究の学術的な意義および当該分野への想定される貢献について適切に論じられている。	研究の学術的な意義および当該分野への想定される貢献について概ね適切に論じられている。	研究の学術的な意義および当該分野への想定される貢献についてある程度論じられている。	研究の学術的な意義および当該分野への想定される貢献についてほとんど論じられていない。	研究の学術的な意義および当該分野への想定される貢献について全く論じられていない。
方法	他の研究者が方法の記述を読むだけで追試ができるように詳細に記述されている。	他の研究者が方法の記述を読むだけで追試ができるように概ね詳細に記述されている。	他の研究者が方法の記述を読むだけで追試ができるようにある程度適切に記述されている。	他の研究者が方法の記述を読むだけで追試ができるように方法が記述されているが不十分である。	他の研究者が方法の記述を読むだけで追試ができるように方法が記述されていない。
	結果に影響を与えると考えられるすべての情報が具体的に記述されている。	結果に影響を与えると考えられる情報が概ね記述されている。	結果に影響を与えると考えられる情報がある程度記述されている。	結果に影響を与えると考えられる情報がほとんど記述されていない。	結果に影響を与えると考えられる情報が全く記述されていない。

評価項目	5	4	3	2	1
結果	研究目的に照らして適切な統計的手法で加工，集約，検定されたデータが提示されている。	研究目的に照らして概ね適切な統計的手法で加工，集約，検定されたデータが提示されている。	研究内容に照らしてある程度適切な統計的手法で加工，集約，検定されたデータが提示されている。	研究方法に照らして不適切な統計的手法で加工，集約，検定されたデータが一部提示されている。	研究方法に照らして，不適切な統計的手法で加工，集約，検定されたデータがかなり提示されている。
	事実のみが記述されている。	概ね事実のみが記述されている。	事実のみが記述されているが，若干の不足が認められる。	事実ではない記述が一部認められる。	事実ではない記述が数多く認められる。
	研究仮説に都合のよい結果だけではなく，不都合な結果も公平に記述されている。	研究仮説に都合のよい結果だけではなく，不都合な結果も概ね公平に記述されている。	研究仮説に不都合な結果についてあまり記述されていない。	研究仮説に不都合な結果についてほとんど記述されていない。	研究仮説に不都合な結果について全く記述されていない。
考察	研究目的がどこまで達成され，仮説がどこまで検証されたかを，結果に基づいて議論している。	研究目的がどこまで達成され，仮説がどこまで検証されたかを，概ね結果に基づいて議論している。	研究目的がどこまで達成され，仮説がどこまで検証されたかを，ある程度結果に基づいて議論している。	研究目的がどこまで到達され，仮説がどこまで検証されたのかについての議論が不足している。	研究目的がどこまで達成され，仮説がどこまで検証されたのかについての議論が全く行われていない。
	専門知識を効果的に用いて研究結果の解釈が行われている。	専門知識を用いて概ね適切な研究結果の解釈が行われている。	専門知識を用いてある程度適切な研究結果の解釈が行われている。	専門知識を用いた研究結果の解釈に不適切な箇所が認められる。	専門知識を用いた研究結果の解釈が不適切である。
	例外的な発見を説明したり，他の研究の結果や解釈との比較が行われている。	例外的な発見を説明したり，他の研究の結果や解釈との比較が概ね適切に行われている。	例外的な発見を説明したり，他の研究の結果や解釈との比較がある程度適切に行われている。	例外的な発見を説明したり，他の研究の結果や解釈との比較がほとんど行われていない。	例外的な発見を説明したり，他の研究の結果や解釈との比較が全く行われていない。
	議論や解釈が根拠や理由を明示しながら行われている。	議論や解釈が根拠や理由を明示しながら概ね適切に行われている。	議論や解釈が根拠や理由を明示しながらある程度適切に行われている。	議論や解釈が根拠や理由を明示しながら行われていない。	議論や解釈が全く根拠や理由を明示しながら行われていない。
	結果の一般化可能性について適切に議論している。	結果の一般化可能性について概ね適切に議論している。	結果の一般化可能性についてある程度議論している。	結果の一般化可能性についてほとんど議論されていない。	結果の一般化可能性について全く議論されていない。
	研究の限界や課題に基づいて，将来の研究が示唆されている。	研究の限界や課題に基づいて，将来の研究がある程度示唆されている。	将来の研究が示唆されているが，その根拠が曖昧である。	研究の限界や課題および将来の研究についてほとんど示唆されていない。	研究の限界や課題および将来の研究について全く示唆されていない。

評価項目	5	4	3	2	1
引用文献	『心理学研究』などの指定された書式に忠実に基づいて、論文に引用された全ての文献、資料が文末にリストされている。	『心理学研究』などの指定された書式に概ね忠実に基づいて、論文に引用された全ての文献、資料が文末にリストされている。	数カ所の誤りは認められるが、『心理学研究』などの指定された書式にある程度忠実に基づいて、論文に引用されたほぼ全ての文献、資料が文末にリストされている。	『心理学研究』などの指定された書式に基づいて作成されているが、誤りが多数認められる。論文に引用された文献、資料が文末にリストされているが、かなりの不足が認められる。	『心理学研究』などの指定された書式に基づいて作成されていない。論文に引用された文献、資料が全くリストされていない。
	論文内での引用方法、引用箇所と文献との対応、表記方法などが全てが適切である。	論文内での引用方法、引用箇所と文献との対応、表記方法などが概ね適切である。	論文内での引用方法、引用箇所と文献との対応、表記方法などに僅かに誤りが認められる。	論文内での引用方法、引用箇所と文献との対応、表記方法などに不適切な箇所が多数認められる。	論文内での引用方法、引用箇所と文献との対応、表記方法などが全く適切に行われていない。
論文の構成、書式	『心理学研究』などの指定された書式に忠実に基づいて作成されている。	『心理学研究』などの指定された書式に基づいて概ね忠実に基づいて作成されている。	『心理学研究』などの指定された書式にある程度基づいて作成されている。	『心理学研究』などの指定された書式に基づいて作成されているが不適切な箇所が認められる。	『心理学研究』などの指定された書式に基づいて作成されていない。
	誤字脱字や文法上の誤りがない。	誤字脱字や文法上の誤りがほとんど認められない。	誤字脱字や文法上の誤りが数カ所認められる。	誤字脱字や文法上の誤りが多数認められる。	誤字脱字や文法上の誤りがかなり多数認められる。
研究倫理	研究対象者への倫理的配慮が適切に行われている。	研究対象者への倫理的配慮が概ね適切に行われている。	研究対象者への倫理的配慮がある程度適切に行われている。	研究対象者への倫理的配慮がやや不足している。	研究対象者への倫理的配慮が全く不足している。
プレゼンテーション	口頭・pptで内容を正確に説明できる。	口頭・pptで内容を概ね適切に説明できる。	口頭・pptで内容をある程度説明できる。	口頭・pptでの内容説明が不十分である。	口頭・pptで内容を全く説明できない。
質疑応答	質疑に対して、分析結果に基づき論理的かつ整合性のある回答を行うことができる。	質疑に対して、分析結果に基づき概ね論理的かつ整合性のある回答を行うことができる。	質疑に対して、分析結果に基づきある程度論理的かつ整合性のある回答を行うことができる。	質疑に対して、分析結果に基づき論理的かつ整合性のある回答を十分に行うことができない。	質疑に対して、分析結果に基づき論理的かつ整合性のある回答を全く行うことができない。

国立大学法人弘前大学研究者行動規範

(平成 19 年 6 月 25 日役員会決定)

改正 平成 27 年 3 月 20 日役員会決定第 1 号

第 1 はじめに

科学研究上の不正行為は、科学者として倫理にもとる行為であり、これを行った研究者は倫理的に非難される。しかも、これにとどまらず、国立大学法人弘前大学(以下「本学」という。)に所属する研究者が不正行為を行うことは、職員の体面を汚すとともに、本学に対する名誉と信用を傷つけることにより、本学に重大な損害を与えるものである。

本学研究者行動規範(以下「行動規範」という。)は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)に基づき、本学における研究者(以下「研究者」という。)による研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)の防止を図ることを目的として、本学における研究活動の行動規範及び遵守事項を定めるものである。

第 2 研究者

この規範において、研究者とは、本学に雇用されている者及び本学に雇用されているとみなされる者並びに本学の施設・設備を利用する者で研究に携わる者をいう。

第 3 研究者の責任

研究者は、先達の知的成果を前提としながら自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

第 4 研究者の姿勢

研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

第 5 社会の中の科学者

研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

第 6 社会的期待に応える研究

研究者は社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

第 7 説明と公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

第 8 科学研究の利用と両義性

研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

第 9 不正行為

「不正行為」とは、科学研究上の不正行為であり、研究の提案、実行、見直し、及び研究結果を報告する場合における、次に掲げる行為をいう。ただし、根拠が示されて故意でないと明らかにされたもの及び意見の相違は不正行為に含まないものとする。

- (1) 捏造：存在しないデータや研究結果などを作成すること、又はこれら作成したものを記録、報告、論文などに利用すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したり、それを記録すること。またそのような真正でない変更あるいは変造したデータ、結果などを用いて研究の報告、論文などを作成、発表すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 前3号までに掲げる不正行為に準ずる著しく悪質な行為（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、一編の研究論文を発表可能な最小単位に分割し、同一の研究から複数の論文投稿を行うサラム論文、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiership及び悪質な意図に基づく論文等の不引用など）。
- (5) 前4号までに掲げる不正行為が指摘された際の、当該不正行為の証拠隠滅、立証妨害、追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄、滅失、未整備。

第10 行動規準

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じての功績の認知を得ると共に責任を負わなければならない。また、法令・社会的規範及び次にあげる事項を遵守し、公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

- (1) 不正行為を行わないこと。
- (2) 不正行為に加担しないこと。
- (3) 周りの者に不正行為をさせないこと。
- (4) 研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮すること。
- (5) 動物などに対しては真摯な態度でこれを扱うこと。

第11 他者との関係

研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、科学者コミュニティ、とくに自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

第12 社会との対話

研究者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときにはこれを解り易く説明する。

第13 科学的助言

研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

第14 政策立案・決定者に対する科学的助言

研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第15 差別の排除

研究者は、研究・教育・学会活動その他社会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

第16 遵守事項

- 1 研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては法令及び関係規則等を遵守しなければならない。
- 2 健全な研究活動を保持し、かつ、不正行為が起らない研究環境を形成するため、原則として各研究チームの責任者、若しくは各研究室及び各部局は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 各研究室及び研究チームなどにおいて、研究レポート、各種計測データ、実験手続きなどに関し、適宜確認すること。
 - (2) 研究者は、ラボノートブックなどが個人の私的記録ではなく、本学に帰属し、管理すべきものであるという意識を持たせるとともに、ラボノートブックの記載の方法に関し指導を徹底すること。
 - (3) ラボノートブックと各種計測データなどを記録した紙や電子媒体などは、論文など成果物の発表後も一定期間保管し、他の研究者からの問い合わせ、調査照会などにも対応できるようにすること。
 - (4) 論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。
 - (5) なお、ラボノートブックの記載方法及び管理方法については、別に定める基準を標準として原則として各部局において、基準等を定めること。

第17 不正行為に係る事実関係の説明責任

研究者で不正行為に係る疑惑を生ぜしめた者は、本学に対し、事実関係を誠実に説明する責任を負う。

第18 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

附 則(平成27年3月20日役員会決定第1号)

この規範は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程

(平成 19 年 6 月 25 日制定規程第 14 号)

改正 平成 21 年 2 月 9 日 平成 24 年 2 月 1 日規程第 4 号
平成 25 年 4 月 19 日規程第 67 号 平成 27 年 3 月 20 日規程第 106 号
平成 27 年 3 月 20 日規程第 79 号 令和 4 年 6 月 16 日規程第 77 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人弘前大学(以下「本学」という。)に所属する研究者(以下「研究者」という。)による研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)に関し、事前に予防に努めること、及びかかる問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的として、本学の対応及び関係者のとるべき措置等を定める。

(研究者)

第 2 条 この規程で、研究者とは、本学に雇用されている者及び本学に雇用されているとみなされる者並びに本学の施設・設備を利用する者で研究に携わる者をいう。

(対象とする不正行為)

第 3 条 この規程において不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為に当たらない。

- (1) 捏造 存在しないデータや研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録、報告、論文等に利用すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したり、それを記録すること。またそのような真正でない変更あるいは変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 前 3 号までに掲げる不正行為に準ずる著しく悪質な行為（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、一編の研究論文を発表可能な最小単位に分割し、同一の研究から複数の論文投稿を行うサラム論文、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び悪質な意図に基づく論文等の不引用など）。
- (5) 前 4 号までに掲げる不正行為が指摘された際の、当該不正行為の証拠隠滅、立証妨害、追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄、滅失、未整備。

(研究者の責務)

- 第 4 条 研究者は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
 - 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
 - 4 前項に規定する保存期間に関し必要な事項は、別に定める。

(最高管理責任者)

- 第5条 本学に、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、学内における公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。
- 3 最高管理責任者は、本学に所属する職員、学生の不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するとともに、倫理規範を修得させるため、研究倫理教育を行う。
- 4 前項の研究倫理教育については別に定める。
(統括管理責任者等)
- 第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について本学全体を統括する責任と権限を有する統括管理責任者を置き、理事（研究担当）をもって充てる。
- 2 前項のほか、学生の教育及び職員の教育、研修に関する管理に責任と権限を有する管理責任者を置き、それぞれ理事（教育担当）及び理事（総務担当）をもって充てる。
(研究倫理教育責任者)
- 第7条 各部局の研究者に対する研究倫理教育を実施し、その受講状況及び理解度を把握し、未受講の研究者及び理解度が低い研究者に対し必要な指導を行うことについて責任と権限を有する研究倫理教育責任者を置き、各部局の長をもって充てる。
(研究倫理委員会の設置)
- 第8条 本学に、研究者による不正行為を防止するため、次の各号に掲げる委員で組織する研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。
- (1) 理事（研究担当）
(2) 理事（総務担当）
(3) 理事（教育担当）
(4) 学長が指名する部局長 3名
(5) その他委員長が必要と認めた職員
(倫理委員会委員の任期)
- 第9条 前条第4号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第4号及び第5号の委員は、再任されることができる。
(委員長及び副委員長)
- 第10条 倫理委員会に委員長を置き、第8条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は倫理委員会を主宰する。
- 3 倫理委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(倫理委員会の職務)
- 第11条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
- (1) 研究倫理についての研修及び教育に係る企画及び実施に関する事項
(2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
(3) 不正行為の防止に関する事項
(4) その他研究倫理に関する事項
(庶務)
- 第12条 倫理委員会の庶務は、研究推進部研究推進課において処理する。
(告発等の受付・相談窓口)

第13条 本学における不正行為に関する告発等の受付・相談窓口(以下「受付窓口」という。)は研究推進部研究推進課(以下「担当課」という。)とする。

2 告発等の受付から調査に至る体制における責任者は、統括管理責任者とする。
(告発等の取扱い)

第14条 告発は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、告発者が受付窓口へ直接行う。

- 2 原則として、告発は氏名を明らかにして行わなければならない。
- 3 告発の受付は、不正行為を行ったとする研究者、研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理性のある理由が示されているもののみとする。
- 4 第2項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、その内容に応じて、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。
(疑惑発生時の対応)

第15条 担当課は、不正行為に関する相談、調査依頼又は通報を随時受け付ける。

また、告発を受け付けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、告発受付後概ね10日以内に、事案に応じて予備調査の可否を決定する。
(予備調査の実施)

第16条 統括管理責任者は、前条による調査が必要であると決定したときは、最高管理責任者へ報告する。また、統括管理責任者は倫理委員会(以下「委員会」という。)において不正行為の疑惑が生じている倫理分野における学内外の専門家らの協力を得て、予備調査を実施する。
(調査委員会の設置)

第17条 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果を、告発受理後概ね30日以内に最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、報告受理後概ね10日以内に本調査実施の可否を決定するものとする。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者の報告に基づき、本調査の実施を必要と認めた場合、報告受理日から起算して、概ね50日以内に教育研究評議会に外部の専門家を含めた調査委員会を設置する。
- 4 前項に規定する調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(認定)

第18条 調査委員会は調査結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、教育研究評議会の議を経て、不正行為か否かを認定する。
(調査結果の通知)

第19条 最高管理責任者は、調査結果を調査関係者に通知する。
(不服申立て)

第20条 不正行為を行ったものと認定された被告発者は、最高管理責任者の通知した調査結果に対して不服があるときは、調査結果を通知した日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服の申立てを行うことができる。不服申立てがなされた場合、最高管理責任者は調査委員会に審査を行わせ、必要に応じて再調査を命ずる。
(不正行為の認定を受けた被告発者等に対する措置)

第21条 最高管理責任者は、被告発者の不正行為を認定したときは、学内規則等に基づき不正行為の認定を受けた者(以下「不正認定者」という。)に必要な処分を講ずるとともに不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

2 最高管理責任者は、前項に加えて不正行為に関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、学内規則等に基づき必要な処置を講ずるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

(研究費使用の禁止)

第 22 条 不正認定者には、本学の指示する日以後禁止が解除されるまでの間、内外の競争的研究費を含め全ての研究費の使用を禁止する。ただし、研究機器等の維持に研究費を使用する場合はこの限りではない。

(研究費の返還)

第 23 条 不正認定者には、既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることがある。

(調査結果の公表)

第 24 条 最高管理責任者は不正行為が行われたとの認定を行った場合には、速やかに調査結果を公表する。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定を行った場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に対し公になっていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果の概要を公表する。

(悪意に基づく告発者の処分)

第 25 条 最高管理責任者は、予備調査及び本調査の結果、告発に十分な科学的合理性のある根拠がなく、かつ被告発者を陥れ、又は本学等に不利益を与えることを目的とした告発であったと判断したときは、当該告発を研究妨害とみなし、当該告発者に対し、必要に応じて氏名の公表又は懲戒等の処分もしくは刑事告発等の措置を講ずる。

(不正行為が認定されなかった場合の対応措置)

第 26 条 調査を経て、最高管理責任者が被告発者に不正行為の事実はないと認めたときは、関係各部署等に対し別に定める必要な措置を要請するものとする。

(その他)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応について必要な事項は、倫理委員会の議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 25 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 9 日)

この規程は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 1 日規程第 4 号)

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 19 日規程第 67 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 19 日から施行し、改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日規程第 106 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日規程第 79 号)

この規程は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 16 日規程第 77 号)

この規程は、令和 4 年 6 月 16 日から施行する。

弘前大学大学院保健学研究科倫理委員会要項

平成 26 年 6 月 18 日制定

最終改正：令和 3 年 6 月 25 日改正

(設置)

第 1 条 弘前大学大学院保健学研究科(以下「保健学研究科」という。)に倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、保健学研究科における医学・医療の倫理的問題について協議するとともに、保健学研究科及び弘前大学被ばく医療総合研究所(以下「被ばく医療研究所」という。)に所属する者が、各所属施設において行う研究等について弘前大学大学院保健学研究科長(以下「保健学研究科長」という。)及び弘前大学被ばく医療総合研究所長に実施許可を申請するにあたり、その研究等が医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨に沿って行われるかを倫理的観点及び科学的観点から審査する。ただし、特別な理由により弘前大学教育学部に所属する者が、所属施設において行う保健学系研究等について申請があった場合、委員長をもって委員会において審査するかの判断を行う。

2 医学部保健学科学生が行う卒業研究の倫理審査については、第 8 条の保健学科各専攻倫理審査会において行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 保健学研究科教授会から選出された教授 1 名
- (2) 各領域から推薦された教授又は准教授 各 2 名
(前号の委員が選出された領域にあつては、1 名)
- (3) 学外の学識経験者 1 人
- (4) 一般の立場から意見を述べることができる者 1 名
- (5) その他保健学研究科長が必要と認めた者 若干名
(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の委嘱、任期)

第 5 条 第 3 条の委員は、保健学研究科長が委嘱する。

2 第 3 条の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、第 3 条第 1 号及び第 2 号の委員については、再任は 1 回までとし、引き続き 4 年を超えることはできない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の全会一致をもって決する。この場合において、第 8 条(1)の保健学研究科迅速審査会の議事については、各委員の意見を集約した上、最終的に委員長が決するものとする。

4 委員は、自己が関係する倫理審査申請に係る審査に加わることができない。ただし、委員会の求めに応じて委員会に出席し、説明することができるものとする。

- 5 委員会が必要と認めたときは、倫理審査申請者又は学識経験者等、委員以外の者に出席を求め、倫理審査申請の内容等について、説明及び意見を聴くことができる。

(審査)

第 7 条 委員会における審査は、通常の手続きで行われる本審査又は簡略化した手続きで行われる迅速審査において行われる。

- 2 迅速審査は、次の各号に掲げるいずれかに該当する事項に関する審査について行うことができる。

(1) 委員長が、研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まないと認める軽微な研究計画

(2) 研究計画の軽微な変更

(3) 共同研究であって、既に本学以外の研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画

(4) 医学部保健学科学生の行う卒業研究で、研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まない軽微な研究計画

- 3 前項 2 号に該当する事項のうち、次の各号に該当するものは審査を行わず、研究終了もしくは中止の際の報告をもって確認するものとする。

(1) 研究者等の職位の変更

(2) 研究者等の氏名の変更

(迅速審査会)

第 8 条 前条の迅速審査を行うため、委員会に次の小委員会を置く。

(1) 前条第 2 項 1 号から 3 号までの研究計画の迅速審査を行う保健学研究科迅速審査会(以下「研究科迅速審査会」という。)

(2) 前条第 2 項 4 号の審査を行う保健学科各専攻倫理審査会(以下「各専攻卒業研究審査会」という。)

2 研究科迅速審査会は委員長、副委員長及び委員長が指名する委員 1 名から構成される。

3 各専攻卒業研究審査会は、医学部保健学科の専攻ごとに選出された教員から構成される。

4 各専攻卒業研究審査会に関し必要な事項は、別に定める。

5 小委員会で行われた迅速審査の結果は、委員会に報告するものとする。

6 委員長は、迅速審査を行ったときは、当該審査結果をすべての委員に速やかに報告するものとする。

7 前項の報告を受けた委員は、委員長に対して、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、速やかに委員会を開催し、当該事項について審査しなければならない。

(委員の守秘義務)

第 9 条 委員は、その職務上知り得た情報を正当な理由なく、漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、保健学研究科事務において処理する。

(その他の定め)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

実習施設一覧

分野	No.	施設名	所在地	受入科目名	受入可能人数	移動方法・所要時間
保健医療	1	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53	心理実践実習Ⅱ	6名	徒歩約25分
				心理実践実習Ⅲ		
				心理実践実習Ⅳ		
	2	弘前愛成会病院	青森県弘前市北園1丁目6-2	心理実践実習Ⅱ		徒歩約18分
				心理実践実習Ⅲ		
				心理実践実習Ⅳ		
	3	健生クリニック	青森県弘前市扇町2丁目2-1	心理実践実習Ⅱ		電車約32分／車約12分
	4	弘前市保健センター	青森県弘前市野田2丁目7-1	心理実践実習Ⅰ		徒歩約30分／車約10分
				心理実践実習Ⅱ		
				(心理実践実習Ⅲ)		
				心理実践実習Ⅳ		
				心理実践実習Ⅱ		車約1時間／電車約1時間50分
				(心理実践実習Ⅲ)		
				心理実践実習Ⅳ		
	6	青森県立つくしが丘病院	青森県青森市三内沢部353-92	心理実践実習Ⅱ		車約50分／電車約1時間30分
				(心理実践実習Ⅲ)		
	7	国立病院機構青森病院	青森県青森市浪岡大字女鹿沢平野155-1	心理実践実習Ⅱ		車約40分／電車約1時間30分
	8	芙蓉会病院	青森県青森市雲谷山吹93-1	心理実践実習Ⅱ		車約1時間／電車約2時間20分
				(心理実践実習Ⅲ)		
				心理実践実習Ⅳ		
	9	青森県立精神保健福祉センター	青森県青森市三内沢部353-92	心理実践実習Ⅱ		車約50分／電車約1時間30分
	10	青南病院	青森県八戸市大字田面木字赤坂16-3	心理実践実習Ⅱ		車約2時間15分／電車約2時間
				(心理実践実習Ⅲ)		
				心理実践実習Ⅳ		
	11	八戸市立市民病院	青森県八戸市田向3丁目1-1	心理実践実習Ⅱ		車約2時間15分
				(心理実践実習Ⅲ)		
				心理実践実習Ⅳ		
福祉	12	青森県障害者相談センター	青森県弘前市下白銀町14-2	心理実践実習Ⅰ	6名	徒歩約25分／車約10分
				(心理実践実習Ⅱ)		
				心理実践実習Ⅲ		
				心理実践実習Ⅳ		
	13	児童家庭支援センター 太陽	青森県弘前市豊原1丁目1-3	心理実践実習Ⅰ		徒歩約15分／車約5分
				心理実践実習Ⅳ		
	14	東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室 (青森県中央児童相談所)	青森県青森市石江江渡5-1	心理実践実習Ⅰ		車約50分／電車約1時間10分
				心理実践実習Ⅳ		
	15	青森県発達障害者支援センター ステップ	青森県青森市中央3丁目20-30 (県民福祉プラザ)	心理実践実習Ⅰ		車約1時間／電車約1時間40分
				心理実践実習Ⅳ		
	16	児童心理治療施設 青森おおぞら学園	青森県青森市雲谷山吹237-17	心理実践実習Ⅰ		車約1時間／電車約2時間15分
				心理実践実習Ⅳ		
教育	17	弘前市教育センター (フレンドシップルーム)	青森県弘前市大字末広4丁目10-1 (総合学習センター内)	心理実践実習Ⅰ	6名	車約15分／電車約45分
				(心理実践実習Ⅱ)		
				心理実践実習Ⅲ		
				心理実践実習Ⅳ		
	18	弘前市教育センター (通級指導教室)	青森県弘前市大字末広4丁目10-1 (総合学習センター内)	心理実践実習Ⅰ		車約15分／電車約45分
				心理実践実習Ⅳ		
司法・犯罪	19	あおもり被害者支援センター	青森県青森市中央3丁目20-30	心理実践実習Ⅰ	6名	車約1時間／電車約1時間40分
				心理実践実習Ⅳ		
	20	青森少年鑑別所	青森県青森市金沢1丁目5-38	心理実践実習Ⅰ		車約1時間／電車約1時間30分
				心理実践実習Ⅳ		
産業・労働	21	公立学校共済組合青森支部	青森市長島1丁目1番1号 (青森県教育庁職員福利課)	(心理実践実習Ⅱ)		車約1時間／電車約1時間20分
				心理実践実習Ⅳ		

※ 移動方法・所要時間は、文京町キャンパスからの算出である。
※ 「(心理実践実習Ⅱ)」は、保健医療機関での実習が不可だった場合に選択する。
※ 「(心理実践実習Ⅲ)」は、保健医療機関(弘前大学医学部附属病院、弘前愛成会病院)での実習が不可だった場合に選択する。

令和5年 3 月 3 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 弘前大学医学部附属病院

所在地 青森県弘前市本町53番地

代表者（自署） 病院長



実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 8 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院

所在地 弘前市大字北園一丁目6の2

代表者（自署） 田嶋 博一

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3月 8日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名 津軽保健生活協同組合
健生クリニック

所在地 〒036-8104 青森県弘前市大字扇町二丁目2番地12

代表者（自署）

福田 眞作

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3月 3日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名 弘前市健康子ども部 健康増進課
弘前市保健センター

所在地 弘前市大字野田2丁目7の1

代表者（自署）

山内 恒

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 6 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 **青森県立中央病院**

所在地 **青森市東造道2丁目1番1号**

代表者（自署）

藤野 弘

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3月 2日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名 青森県立つくしが丘病院

所在地 青森市大字三内字沢部353番地92

代表者（自署） 桐玉 一宏

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 4 月 12 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 独立行政法人国立病院機構 青森病院

所在地 青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155-1

代表者（自署）

高田 俊仁

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習 I ～IV
受入可能人数	6 名（各科目最大 6 名）
受入開始年度	令和 6 年度

以上

令和5年3月7日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名

医療法人 芙蓉会 芙蓉会病院

所在地

青森県青森市大字霞谷字山吹 93-1

代表者（自署）

村上 拓也

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 2 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 青森県立精神保健福祉センター

所在地 青森市大字三内字沢部353番地92

代表者（自署） 田中 治

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年3月6日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名 青南病院

所在地 青森県八戸市田面木赤坂16-3

代表者（自署） 深澤 隆
(病院長)

実習受入承諾書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授業科目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年3月3日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名 八戸市立市民病院

所在地 青森県八戸市田向三丁目1-1

代表者（自署） 岩城 弘

実習受入承諾書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授業科目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 2 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 青森県障害者相談センター

所在地 青森県弘前市大字下白銀町14-2

代表者（自署） 所 長 藤 康 道

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 6 月 23 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 児童家庭支援センター 太陽

所在地 弘前市大字豊原一丁目1番地3

代表者（自署） 社会福祉法人 愛成会

児童家庭支援センター 太陽

管理者 佐藤 優輝

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 2 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 東青地域県民局地域健康福祉部
こども女性相談総室

所在地 青森市大字石江字江渡 5 - 1

代表者（自署） 葛西 広和

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 3 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 青森県発達障害者支援センター「ステップ」

所在地 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階

代表者（自署） 町 田 徳 子

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3月 3日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名 児童心理治療施設 **青森おおぞら学園**

所在地 **青森市大字雲谷字山吹237-17**

代表者（自署）

鳴海明敏

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 13 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 弘前市教育委員会 教育センター

所在地 弘前市大字末広4丁目10-1

代表者（自署）

小笠原 恭史

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 3 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 公益社団法人
あおもり被害者支援センター

所在地 青森市中央3丁目20-30

代表者（自署） 柴田 重明

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3 月 3 日

弘前大学長

福 田 眞 作 殿

施設名 青森少年鑑別所

所在地 青森市金沢一丁目5番38号

代表者（自署） 菊地 功

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

令和5年 3月23日

弘前大学長

福田 眞作 殿

施設名 公立学校共済組合青森支部

所在地 青森市長島一丁目1番1号
青森県教育庁職員福利課内

代表者（自署） 事務局長
早野 英明

実 習 受 入 承 諾 書

当施設は、弘前大学大学院保健学研究科心理支援科学専攻が公認心理師法施行規則等に基づき実施する実習の施設として、下記の内容により実習生を受け入れることを承諾します。

記

授 業 科 目	心理実践実習Ⅰ～Ⅳ
受入可能人数	6名（各科目最大6名）
受入開始年度	令和6年度

以上

心理実践実習Ⅰ

■ 概要	■ 到達目標（心理実践実習Ⅰ～Ⅳ共通）
- 必修科目、2単位 1年次前期（学外実習 毎週火曜日・学内実習 毎週金曜日） - 実習時間 96時間（学外実習 48時間・学内実習 48時間）	- 心理支援を要する者等に関する、コミュニケーション、心理査定、心理面接、地域支援等の知識及び技能を修得する。（ディプロマ・ポリシー1. 2. 3に該当） - 心理支援を要する者等の理解とニーズの把握し、支援計画を作成することができる。（ディプロマ・ポリシー1. 2. 3に該当） - 心理支援を要する者等へのチームアプローチができる。（ディプロマ・ポリシー1に該当） - 多職種連携及び地域連携ができる。（ディプロマ・ポリシー1. 2に該当） - 心理支援職としての職業倫理及び法的義務を理解する。（ディプロマ・ポリシー1に該当）
■ 実習の内容	
- 主要5分野における施設において見学またはケース実習を行う学習内容についてカンファレンスで発表する。 - 心理面接（面接の基礎）、心理査定、多職種連携、地域援助活動について演習を行う。	

		実習先	主な実習内容	実習先の選択方法・実習時間	実習演習担当教員	実習指導者
学外実習	保健医療分野	弘前市保健センター	乳幼児健診における発達検査	【実習先の選択方法】 11施設から4施設を選択 【実習時間】 48時間 1施設4週間（3時間／1日）：12時間 4施設 × 12時間 = 48時間	4名 （玉井・斉藤・大里・三上）	1名
	福祉分野	青森県障害者相談センター	知的障害者の心理検査等			1名
		児童家庭支援センター 太陽	要保護児童・要支援児童への相談プログラム等		1名 （大庭）	1名
		東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室（青森県中央児童相談所）	児童の心理検査、相談等			1名
		青森県発達障害者支援センター ステップ	発達障害児者の心理検査、発達相談等			3名
		児童心理治療施設 青森おおぞら学園	情緒障害児の入所児心理支援プログラム等			2名
	教育分野	弘前市教育センター（フレンドシップルーム） 弘前市教育センター（通級指導教室）	特別支援に関わる心理検査、適応教育のメンター等 特別支援等		1名 （岡田）	1名
学内実習	司法・犯罪分野	あおもり被害者支援センター 青森少年鑑別所	支援活動等 支援活動等	【実習時間】 48時間 16週（3時間／1日）：48時間	1名 （井上）	1名 2名
	産業・労働分野	公立学校共済組合青森支部	復職リワークプログラム		1名 （玉井）	1名
	—	心理相談室	心理面接、心理査定、多職種連携、総合的支援のための連携における演習及びカンファレンスを行う		7名 （玉井・斉藤・井上・岡田・大里・大庭・三上）	—

心理実践実習Ⅱ

■ 概要	■ 実習の内容
- 必修科目、3単位 1年次後期（学外実習 毎週火曜日・学内実習 毎週金曜日） - 実習時間 144時間（学外実習 96時間・学内実習 48時間）	- 保健医療分野を中心に、精神障害者の心理検査や診察の見学またはケース実習を行い、学習内容についてカンファレンスで発表する。 - 心理面接（認知行動療法等）、心理査定について演習及びケースについてのカンファレンスを行う。

		実習先	主な実習内容	実習先の選択方法・実習時間	実習演習担当教員	実習指導者
学外実習	保健医療分野	弘前大学医学部附属病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、精神科診察、多職種カンファレンスへの参加等	必修 (2施設) 【実習時間】 96時間 1施設4週間 (6時間／1日)：24時間 4施設 × 24時間 = 96時間	4名 （玉井・斉藤・大里・三上）	3名
		弘前愛成会病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、訪問看護、デイケア、多職種カンファレンスへの参加等			5名
		健生クリニック	発達障害児や精神障害児の思春期デイケア等			2名
		弘前市保健センター	乳幼児健診における発達検査、多職種カンファレンスへの参加			1名
		青森県立中央病院	リエゾン、発達障害及び精神障害児者の心理検査、多職種カンファレンスへの参加等			2名
		青森県立つくしが丘病院	精神障害者のデイケア等			3名
		国立病院機構青森病院	障害発達及び精神障害児者の心理検査等			1名
		美蓉会病院	発達障害児や精神障害児の思春期デイケア等			2名
		青森県立精神保健福祉センター	精神障害者のデイケア等			1名
		青南病院	依存症プログラムにおける心理支援等			3名
学内実習	福祉分野	青森県障害者相談センター	知的障害者への心理検査等	実習先の都合により、保健医療分野での実習ができない場合に選択可能	1名 （大庭）	1名
	教育分野	弘前市教育センター（フレンドシップルーム）	特別支援に関わる心理検査、適応教育のメンター等		1名 （岡田）	1名
	産業・労働分野	公立学校共済組合青森支部	復職支援リワークプログラム		1名 （玉井）	2名
	—	心理相談室	心理面接（認知行動療法等）、心理査定（対面検査）、多職種連携、総合的支援のための連携における演習及びカンファレンスを行う		7名 （玉井・斉藤・井上・岡田・大里・大庭・三上）	—

心理実践実習Ⅲ

■ 概要

- 必修科目、3単位
- 2年次前期（学外実習 毎週火曜日・学内実習 毎週金曜日）
- 実習時間 144時間（学外実習 96時間・学内実習 48時間）

■ 実習の内容

(1) 保健医療分野及び教育または福祉分野のケース実習を行い、学習内容についてカンファレンスで発表し、共有する。

(2) 担当したケースについて症例検討会で発表し、スーパービジョンを受ける。

(3) 心理相談室で実際にケースを担当する。

		実習先	主な実習内容	実習先の選択方法・実習時間	実習演習担当教員	実習指導者	
学外実習	保健医療分野	弘前大学医学部附属病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、カウンセリング、多職種カンファレンスへの参加等	選択 (1施設)	【実習時間】 48時間 8週間 (6時間／1日)：48時間		3名
		弘前愛成会病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、カウンセリング、多職種カンファレンスへの参加等				5名
		弘前市保健センター	乳幼児健診における発達検査、多職種カンファレンスへの参加等	実習先の都合により、 上記2施設での実習が できない場合に選択可能	(玉井・斉藤・大里・三上)		1名
		青森県立中央病院	リエゾンでの役割、発達障害及び精神障害児者の心理検査等、多職種カンファレンスへの参加等				2名
		青森県立つくしが丘病院	精神障害者のデイケア等				3名
		芙蓉会病院	発達障害児や精神障害児の思春期デイケア等				2名
		青南病院	依存症プログラム等における心理支援				3名
		八戸市立市民病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、多職種カンファレンスへの参加等				2名
	福祉分野	青森県障害者相談センター	知的障害者への心理検査等	選択 (1施設)	【実習時間】 48時間 8週間 (6時間／1日)：48時間	1名 (大庭)	1名
	教育分野	弘前市教育センター (フレンドシップルーム)	特別支援に関わる心理検査、適応教育のメンター等			1名 (岡田)	1名
学内実習	—	心理相談室	・学外実習での担当ケースについて、スーパービジョンを受ける ・心理相談室におけるケースを担当する		【実習時間】 48時間 16週（3時間／1日）：48時間	7名 (玉井・斉藤・井上・岡田・大里・大庭・三上)	—

心理実践実習Ⅳ

■ 概要

- 必修科目、2単位
- 2年次後期（学外実習 毎週火曜日・学内実習 毎週金曜日）
- 実習時間 96時間（学外実習 48時間・学内実習 48時間）

■ 実習の内容

(1) 主要5分野における施設においてケース実習または見学実習を行い、学習内容についてカンファレンスで発表し、共有する。

(2) 担当したケースについて症例検討会で発表し、スーパービジョンを受ける。

(3) 心理相談室で実際にケースを担当する。

		実習先	主な実習内容	実習先の選択方法・実習時間	実習演習担当教員	実習指導者
学外実習	保健医療分野	弘前大学医学部附属病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、カウンセリング、多職種カンファレンスへの参加等	【実習先の選択方法】 18施設から2施設選択 【実習時間】 48時間 1施設4週間 (6時間／1日)：24時間 2施設 × 24時間 = 48時間	4名 (玉井・斉藤・大里・三上)	3名
		弘前愛成会病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、訪問看護、デイケア、多職種カンファレンスへの参加等			5名
		弘前市保健センター	乳幼児健診における発達検査、多職種カンファレンスへの参加等			1名
		青森県立中央病院	リエゾンでの役割、発達障害及び精神障害児者の心理検査、多職種カンファレンスへの参加等			2名
		芙蓉会病院	発達障害児や精神障害児の思春期デイケア等			2名
		青南病院	依存症プログラムにおける心理支援等			3名
		八戸市立市民病院	発達障害及び精神障害児者の心理検査、多職種カンファレンスへの参加等			2名
	福祉分野	児童家庭支援センター 太陽	要保護児童・要支援児童への相談プログラム等		1名 (大庭)	1名
		青森県障害者相談センター	知的障害者の心理検査等			1名
		青森県発達障害者支援センター ステップ	発達障害児者の心理検査、発達相談等			3名
	教育分野	東青地域県民局地域健康福祉部 こども女性相談総室(青森県中央児童相談所)	児童の心理検査、相談等		1名 (井上)	1名
		児童心理治療施設 青森おおぞら学園	情緒障害児の入所児プログラム等			2名
	司法・犯罪分野	弘前市教育センター(フレンドシップルーム)	特別支援に関わる心理検査、適応教育のメンター等		1名 (岡田)	1名
		弘前市教育センター(通級指導教室)	特別支援等			1名
	産業・労働分野	青森少年鑑別所	支援活動等		1名 (玉井)	2名
		あおもり被害者支援センター	支援活動等			1名
学内実習	—	公立学校共済組合青森支部	復職リワークプログラム		7名 (玉井・斉藤・井上・岡田・大里・大庭・三上)	2名
		心理相談室	・学外実習での担当ケースについて、スーパービジョンを受ける ・心理相談室におけるケースを担当する	【実習時間】 48時間 16週（3時間／1日）：48時間		—

国立大学法人弘前大学職員就業規則（一部抜粋）

（平成 16 年 4 月 1 日制定規則第 5 号）

改正

平成 22 年 3 月 26 日規則第 4 号	平成 22 年 12 月 17 日規則第 20 号	平成 22 年 12 月 24 日規則第 16 号
平成 22 年 12 月 27 日規則第 21 号	平成 22 年 12 月 27 日規則第 22 号	平成 22 年 12 月 27 日規則第 23 号
平成 25 年 3 月 22 日規則第 5 号	平成 26 年 1 月 30 日規則第 2 号	平成 26 年 3 月 27 日規則第 7 号
平成 26 年 11 月 21 日規則第 11 号	平成 27 年 4 月 30 日規則第 10 号	平成 28 年 12 月 27 日規則第 27 号
平成 30 年 3 月 26 日規則第 7 号	平成 30 年 3 月 28 日規則第 10 号	平成 31 年 3 月 27 日規則第 4 号
平成 31 年 3 月 27 日規則第 8 号	令和 2 年 3 月 27 日規則第 12 号	令和 2 年 3 月 27 日規則第 15 号
令和 4 年 9 月 28 日規則第 18 号		

第 2 章 任免

第 6 節 退職

（自己都合退職）

第 20 条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ退職を予定する日の 14 日前までに文書をもって願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があった場合、業務上特に支障のない限り、これを承認するものとする。
- 3 職員は、退職を願い出ても退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

（定年退職）

第 21 条 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

- 2 前項の定年は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる年齢とする。
 - (1) 大学教員 満 65 歳
 - (2) 第 24 条第 1 項の規定に基づき再雇用された者 満 65 歳
 - (3) 前 2 号以外の者 満 60 歳

（定年による退職の特例）

第 22 条 前条の規定にかかわらず、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1 年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該業務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- 2 前項の期限又はこの項の規定により更新された期限は、3 年を超えない範囲で更新することができるものとする。

（その他の退職）

第 23 条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 任期の定めがあるとき、その任期を満了した場合
- (2) 本学の学長、理事及び監事になったとき
- (3) 第 15 条第 1 項各号の規定により休職とした職員が、第 18 条各項に規定する休職の上限期間を満了したにもかかわらず復職できないとき
- (4) 死亡したとき

（高年齢者の再雇用）

第 24 条 第 21 条第 1 項又は第 22 条の規定により退職する職員（大学教員を除く。）で、引き続き雇用を希望する者については、国立大学法人弘前大学職員の再雇用に関する規程（平成 25 年規程第 23 号）により再雇用するものとする。ただし、第 23 条第 3 号又は第 27 条第 1 項及び第 2 項に規定する事由に該当する者については、この限りではない。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の再雇用に関して必要な事項は、別に定める。

保健学研究科心理支援科学専攻 大学院生室見取図

